

諮問番号：令和4年度諮問第38号  
答申番号：令和4年度答申第52号

## 答 申 書

### 第1 審査会の結論

〇〇〇〇〇〇保健福祉センター所長（以下「処分庁」という。）が、審査請求人に対して令和3年2月17日付けで行った生活保護法（昭和25年法律第144号。以下「法」という。）に基づく保護廃止決定処分（以下「本件処分」という。）の取消しを求める審査請求（以下「本件審査請求」という。）は、棄却すべきである。

### 第2 審査関係人の主張の要旨

#### 1 審査請求人の主張の要旨

行政の手續に誤りがあり、審査請求人は、遡及して支給された障害基礎年金（以下「本件遡及年金」という。）を受領することとなった。

旧優生保護法の一時金については、国の慰謝料の意味合いがあるため、生活保護受給者であっても収入認定されない。

本件遡及年金と旧優生保護法の一時金の取扱いは、共通する部分があってもよく、審査請求人に過失がなく支給された本件遡及年金が収入認定され、保護が廃止されたことは不当である。

また、審査請求人は、〇〇〇〇〇であり、持病がある。審査請求人の〇〇〇（以下「A」という。）から審査請求人に医療費を渡しても、自分の判断で病院には行かずにお金を浮かせ、他の目的に使ってしまう。

さらに、審査請求人には、疎遠となっている〇がいるほかは身寄りもない。

これらのことに鑑みて、審査請求人の支援体制として生活保護の支援が必要で、医療扶助だけでも支給するべきであり、本件遡及年金は例外的に収入認定をせず、保護を廃止しない判断がされるべきである。

以上のことから、本件処分は不当であり、取消しを求める。

#### 2 審査庁

本件審査請求は、棄却すべきである。

### 第3 審理員意見書の要旨

## 1 審理員意見書の結論

本件審査請求は、棄却されるべきである。

## 2 審理員意見書の理由

### (1) 本件処分について

処分庁は、本件遡及年金による収入により、審査請求人の世帯の最低生活費と収入を比較すればおおむね6か月を超えて保護を要しない状態が継続すると認められることから、法第26条に基づき、令和2年8月15日付で保護を廃止する本件処分を行ったことが認められる。

### (2) 本件遡及年金の収入認定について

生活保護受給者の「年金記録問題」への対応について（平成19年12月28日厚生労働省社会・援護局保護課保護係長事務連絡。以下「平成19年事務連絡」という。）2のとおり、年金記録の訂正や判明により、年金が増額される被保護者への対応については、遡及して支給された年金のうち、5年以内の年金については、法第63条に基づく費用返還請求（以下「63条返還」という。）の対象とし、5年以上前の年金については63条返還の対象とせず、保護の要否の判定、あるいは保護費の算定上、支給月において収入認定するものとして取り扱うこととされている。

また、厚生年金保険の保険給付及び国民年金の給付を受ける権利に係る消滅時効の援用の取扱いについて（平成24年9月7日年管発0907第6号厚生労働省大臣官房年金管理審議官通知。以下「平成24年年金管理審議官通知」という。）2のとおり、時効援用しない事務処理誤りと認定されたものについては、時効の援用はせず、年金を支払うこととされている。

本件についてみると、①令和2年8月14日、審査請求人は、平成15年8月分から令和2年5月分の日本年金機構の事務処理誤りを原因とする本件遡及年金と令和2年6月分及び同年7月分の年金を合わせた7,045,285円（以下「本件年金」という。）を受領したこと、②処分庁は、ケース診断会議において、審査請求人が受領した本件遡及年金は、日本年金機構の事務処理誤りによるものであり、平成24年年金管理審議官通知2に事務処理誤りと認定されたものについては、時効は援用しないと記されていることから、平成19年事務連絡2に準ずる取扱いを行う旨を決定したことが認められる。

これらのことからすると、日本年金機構の事務処理誤りによって、審査請求人が5年以内の年金及び5年以前の年金を遡及して受給したことから、組織的検討を経て、平成19年事務連絡2及び平成24年年金管理審議官通知2に照らし、5年以上前の年金については63条返還の対象とせず、収入認定とすることとした処分庁の判断に不合理な点は認められない。

### (3) 保護の要否の判定について

生活保護法による保護の実施要領の取扱いについて（昭和38年4月1日社保第34号厚生省社会局保護課長通知。以下「課長通知」という。）第10問12の答のとおり、保護を廃止すべき場合として、当該世帯における収入の臨時的な増加、最低生活費の臨時的な減少等により、以後おおむね6か月を超えて保護を要しない状態が継続すると認められるときとされている。

また、生活保護法による保護の実施要領について（昭和36年4月1日厚生省発社第123号厚生事務次官通知。以下「次官通知」という。）第10のとおり、保護の要否及び程度は、原則として当該世帯につき認定した最低生活費と次官通知第8によって認定した収入との対比によって決定することとされている。

本件についてみると、処分庁が行った要否判定において、審査請求人の最低生活費が178,480円なのに対し、本件遡及年金の受給に伴う費用返還を考慮した上での収入充当額は5,728,323円であることが認められる。

これらのことからすると、最低生活費と収入充当額との対比によって行った要否判定の結果、前記(1)のとおり、おおむね6か月を超えて保護を要しない状態が継続されるとして審査請求人について保護を要しないとした処分庁の判断に違法又は不当な点は認められない。

審査請求人は、〇〇〇〇〇である審査請求人の支援体制として生活保護の支援は必要であり、医療扶助だけでも支給するべき旨を主張する。

しかし、前記1(1)及び(2)のとおり、審査請求人は保護の要件を欠き、要保護者ではないことから審査請求人の主張は失当である。

### (4) 保護の廃止日について

なお、課長通知第10問12の答のとおり、保護の廃止は保護を要しなくなった日から行なうことを原則としつつ、当該保護を要しなくなった日の属する月が、保護の廃止を決定した日の属する月の3か月以前であるときは、保護を要しなくなった日まで遡及して保護の廃止を行うことなく、保護を要しなくなった日から3か月までの間にかかる保護の費用について、法第63条又は法第78条の規定により費用を徴収することとし、前々月の初日をもって保護の廃止を行うこととされている。

処分庁は、本件処分の遅延は審査請求人の原因によるものではなく、処分庁の調査に時間を要したためであるところ、課長通知第10問12の答に照らし、保護の廃止を決定した令和3年2月17日の前々月の初日である令和2年12月1日の廃止とした場合、これにより同年8月15日以降、廃止日までに扶助された保護費が返還となるのであれば、医療費部分が10割の額での返還となり審査請求人の負担が大きくなることから、これに配慮し、令

和2年8月15日に廃止とした場合でも遡って国民健康保険に加入し、所定の手続を経て7割が返還されることの確認をもって同日付けで保護を廃止することとした旨を主張する。

本件についてみると、①令和3年2月17日付けで本件処分が行われたこと、②処分庁は、国民健康保険担当部署に対し、審査請求人が保護廃止日に遡って国民健康保険への加入が可能であり、保護廃止日以降の医療費の7割分については、審査請求人に返金される旨を確認したことが認められる。

これらのことからすると、課長通知第10問12の答のただし書によることなく、審査請求人が本件年金を受領した令和2年8月14日の翌日付けで保護を廃止することとした処分庁の判断に取り消すべき不合理な点は認められない。

(5) 前記以外の違法性又は不当性についての検討

他に本件処分に違法又は不当な点は認められない。

#### 第4 調査審議の経過

令和5年1月26日	諮問書の受領
令和5年1月27日	審査関係人に対する主張書面等の提出期限通知 主張書面等の提出期限：2月10日 口頭意見陳述申立期限：2月10日
令和5年2月9日	審査請求人から主張書面の受領（令和5年2月7日付け）
令和5年2月20日	第1回審議
令和5年2月28日	審査会から処分庁に対し回答の求め（回答書：令和5年3月16日付け〇〇〇〇〇第222182号）
令和5年3月22日	第2回審議

#### 第5 審査会の判断の理由

##### 1 法令等の規定

(1) 法第1条は、「この法律は、日本国憲法第25条に規定する理念に基き、国が生活に困窮するすべての国民に対し、その困窮の程度に応じ、必要な保護を行い、その最低限度の生活を保障するとともに、その自立を助長することを目的とする。」と定めている。

(2) 法第4条は、生活保護制度における基本原理の一つである「保護の補足性」について規定しており、同条第1項は、「保護は、生活に困窮する者が、その利用し得る資産、能力その他あらゆるものを、その最低限度の生活の維持

のために活用することを要件として行われる。」と定めている。また、法第5条により、「前4条に規定するところは、この法律の基本原理であつて、この法律の解釈及び運用は、すべてこの原理に基いてされなければならない。」と定めている。

(3) 法第8条第1項は、「保護は、厚生労働大臣の定める基準により測定した要保護者の需要を基とし、そのうち、その者の金銭又は物品で満たすことのできない不足分を補う程度において行うものとする。」と定めている。

(4) 法第26条は、「保護の実施機関は、被保護者が保護を必要としなくなつたときは、速やかに、保護の停止又は廃止を決定し、書面をもつて、これを被保護者に通知しなければならない。(後略)」と定めている。

(5) 法第63条は、「被保護者が、急迫の場合等において資力があるにもかかわらず、保護を受けたときは、保護に要する費用を支弁した都道府県又は市町村に対して、すみやかに、その受けた保護金品に相当する金額の範囲内において保護の実施機関の定める額を返還しなければならない。」と定めている。

(6) 次官通知第8の2は、「収入の認定は、月額によることとし、この場合において、収入がほぼ確実に推定できるときはその額により、そうでないときは前3箇月間程度における収入額を標準として定めた額により、数箇月若しくはそれ以上の長期間にわたって収入の実情につき観察することを適当とするときは長期間の観察の結果により、それぞれ適正に認定すること。」と記している。

なお、次官通知は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第245条の9第1項及び第3項の規定による処理基準(以下「処理基準」という。)である。

(7) 次官通知第8の3(2)ア(ア)は、「恩給、年金、失業保険金その他の公の給付(地方公共団体又はその長が条例又は予算措置により定期的に支給する金銭を含む。)については、その実際の受給額を認定すること。(後略)」と記している。

(8) 次官通知第10は、「保護の要否及び程度は、原則として、当該世帯につき認定した最低生活費と、第8によって認定した収入(以下「収入充当額」という。)との対比によって決定すること。また、保護の種類は、その収入充当額を、原則として、第1に衣食等の生活費に、第2に住宅費に、第3に教育費及び高等学校等への就学に必要な経費に、以下介護、医療、出産、生業(中略)、葬祭に必要な経費の順に充当させ、その不足する費用に対応してこれを定めること。」と記している。

(9) 課長通知第10問12の答は、「被保護者が保護を要しなくなったときには、法第26条の規定により保護の停止又は廃止を行なうこととなるが、保

護を停止すべき場合又は廃止すべき場合は、原則として、次によらるたい。」とし、次として、1及び2を記している。

そのうち2は、保護を廃止すべき場合として、「(1) 当該世帯における定期収入の恒常的な増加、最低生活費の恒常的な減少等により、以後特別な事由が生じないかぎり、保護を再開する必要がないと認められるとき。(2) 当該世帯における収入の臨時的な増加、最低生活費の臨時的な減少等により、以後おおむね6か月を超えて保護を要しない状態が継続すると認められるとき。なお、以上の場合における保護の停止又は廃止は保護を要しなくなった日から行なうことを原則とする。ただし、当該保護を要しなくなった日の属する月が、保護の停止又は廃止を決定した日の属する月の3か月以前であるときは、保護を要しなくなった日まで遡及して保護の停廃止を行なうことなく、保護を要しなくなった日から3か月までの間にかかる保護の費用について、法第63条又は法第78条の規定により費用を徴収することとし、前々月の初日をもって保護の停廃止を行なうこと。」と記している。

なお、課長通知は、処理基準である。

- (10) 平成19年事務連絡2は、年金記録の訂正や判明により、年金が増額される被保護者及び新たに年金受給資格を得られる被保護者への対応について、(1)及び(2)を記している。

そのうち(1)は、遡及して支給された年金のうち、5年以内の年金について、「従来どおり、法第63条に基づく費用返還請求の対象となる。(法第63条による費用返還が決定された日から遡って5年間分の保護費相当分が対象。なお、原則として全額が返還対象になるが、当該世帯の自立を著しく阻害すると認められるような場合においては、一部返還額を控除しても差し支えないので留意願いたい。(生活保護手帳(別冊問答集)問450参照)」なお、当該年金額が、返還対象となる保護費相当分を上回る分については、収入認定の取扱いとなる。」と記している。また、(2)は、遡及して支給された年金のうち、5年以上前の年金について、「法第63条による返還対象とせず、保護の要否の判定、あるいは保護費の算定上、支給月において収入認定するものとして取り扱うこと。(ただし、6ヶ月以内で分割して収入認定する取扱いも可能。)」と記している。

- (11) 平成24年年金管理審議官通知は、支払期月ごとに支払うものとされる厚生年金保険の保険給付及び国民年金の給付(以下、平成24年年金管理審議官通知において「年金」という。)の支給を受ける権利について、「平成19年7月7日以降に受給権が発生する支払期月ごとに支払うものとされる年金の支給を受ける権利に係る消滅時効の援用の取扱いを下記のとおりとするので、年金事務所等に周知徹底を図り遺漏のないよう取り扱われたい。」

とし、下記のとおりとして1から4を記している。

そのうち2は、時効の援用の取扱いについて、「支払期月ごとに支払うものとされる年金の支給を受ける権利の発生から5年を経過し、その権利について消滅時効が完成した場合は、時効を援用する。ただし、次の(1)又は(2)に該当する場合は、時効の援用はせず、年金を支払うこととする。」とし、(1)は、「年金記録の訂正を行ったもの(後略)」と記し、(2)は、「時効援用しない事務処理誤りと認定されたもの(中略)ただし、(1)に該当する場合を除く。」と記している。

- (1 2) 国民健康保険法(昭和33年法律第192号)第5条は、「都道府県の区域内に住所を有する者は、当該都道府県が当該都道府県内の市町村とともに行う国民健康保険の被保険者とする。」と定めている。
- (1 3) 国民健康保険法第6条は、「前条の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、都道府県が当該都道府県内の市町村とともに行う国民健康保険(以下「都道府県等が行う国民健康保険」という。)の被保険者とし、次の各号として第1号から第11号を規定し、第9号は、「生活保護法(中略)による保護を受けている世帯(その保護を停止されている世帯を除く。)に属する者」と定めている。
- (1 4) 国民健康保険法第7条は、「都道府県等が行う国民健康保険の被保険者は、都道府県の区域内に住所を有するに至った日又は前条各号のいずれにも該当しなくなった日から、その資格を取得する。」と定めている。
- (1 5) 国民健康保険法第54条第1項は、「市町村及び組合は、療養の給付若しくは入院時食事療養費、入院時生活療養費若しくは保険外併用療養費の支給(以下この項及び次項において「療養の給付等」という。)を行うことが困難であると認めるとき、又は被保険者が保険医療機関等以外の病院、診療所若しくは薬局その他の者について診療、薬剤の支給若しくは手当を受けた場合において、市町村又は組合がやむを得ないものと認めるときは、療養の給付等に代えて、療養費を支給することができる。(後略)」と定め、同条第2項は、「市町村及び組合は、被保険者が電子資格確認等により被保険者であることの確認を受けないで保険医療機関等について診療又は薬剤の支給を受けた場合において、当該確認を受けなかつたことが、緊急その他やむを得ない理由によるものと認めるときは、療養の給付等に代えて、療養費を支給するものとする。(後略)」と定めている。
- (1 6) 旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた者に対する一時金の生活保護制度における取扱いについて(平成31年4月24日社援保発0424第3号厚生労働省社会・援護局保護課長通知。以下「平成31年保護課長通知」という。)は、「昭和23年制定の旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた者に対する一時金の支給に関し必要な事項等を定めた、「旧優生保護法

に基づく優生手術等を受けた者に対する一時金の支給等に関する法律（平成31年法律第14号。以下「法」という。）が平成31年4月24日に成立し、施行されたところである。生活保護受給者に当該一時金が支給された場合の取扱いについては、法の趣旨に鑑み、収入として認定しないこととする（後略）」と記している。

なお、平成31年保護課長通知は、処理基準である。

## 2 認定した事実

審査庁から提出された諮問書の添付書類（事件記録）によれば、以下の事実が認められる。

(1) 平成24年3月5日付けで、処分庁は、審査請求人に法による保護を開始した。

(2) 令和2年8月18日、処分庁は、Aから審査請求人が同月14日付けで本件年金を受領した旨報告を受けた。

また、処分庁は、Aから審査請求人の障害基礎年金については1級と認定されていたことがあったが、約8年前から2級と認定されており、日本年金機構において再検討が行われたことにより2級から1級に変更となったことから、本件年金が支給されるに至った旨説明を受けた。

(3) 令和2年8月31日、処分庁は、Aから、同月14日付けの本件年金に係る年金振込通知書の提出を受けた。

また、上記の年金振込通知書には、令和2年8月に、審査請求人の指定した口座に、「国民年金障害基礎年金」として7,045,285円を振込む手続を行うこととした旨が記載されている。

(4) 令和2年9月1日付けで、処分庁は、日本年金機構中央年金センター（以下「年金センター」という。）に対して、法第29条に基づき、審査請求人に本件年金が支給された理由等について照会を行い、同年12月28日、年金センターから、審査請求人に本件年金が支給された理由は、「障害年金を重複して決定した事務処理誤りのため」と記載された同月25日付けの回答書を受領した。

また、上記回答書には、既支払額として、平成20年2月から令和2年5月までの基礎年金額の合計が9,668,178円であり、正当支払額として、平成15年8月から令和2年7月までの基礎年金額の合計が16,713,463円であり、既支払額と正当支払額との差額が7,045,285円であることが示された表が添付されている。

(5) 令和3年1月7日、処分庁の担当者は、年金センターの担当者に架電し、本件遡及年金は、平成24年年金管理審議官通知2(2)の「時効援用しない事務処理誤りと認定されたもの」に該当しない旨確認した。



(6) 処分庁は、本件年金について、①令和3年1月20日のケース診断会議において、平成24年年金管理審議官通知2(2)に準じて取扱うこととし、②同月28日のケース診断会議において、平成19年事務連絡に照らし、本件年金のうち、平成15年8月分から平成27年11月分に係る年金については、収入認定の取扱いとし、平成27年12月分から令和2年5月分に係る年金については、63条返還の対象とする旨を確認した。

(7) 令和3年1月28日、処分庁は、ケース診断会議を開催し、審査請求人が本件年金を受領した翌日の令和2年8月15日付けで審査請求人の保護の廃止について検討を行った。

上記のケース診断会議において、処分庁は、審査請求人に対して医療扶助費を支給していることから、令和2年8月15日付けで審査請求人の保護の廃止を行った場合においても、同日に遡って国民健康保険の被保険者となつて、医療費等の療養費の払戻しを受けることができる旨国民健康保険の担当に確認したとして、同日付で、審査請求人の保護を廃止することとした。

(8) 令和3年2月10日付けで、処分庁は、審査請求人に対して、平成28年2月から令和3年1月に支給した保護費のうち、平成27年12月分から令和2年5月分の年金と令和2年8月15日以降に支給した医療扶助を除く保護費の1,183,557円について、63条返還を行うことを決定した。

また、令和3年2月10日付けで、処分庁は、審査請求人に対して、令和2年8月15日から令和3年11月までに医療扶助費として支給した221,120円について、63条返還を行うことを決定した。

(9) 処分庁が令和3年2月10日付けで決定した審査請求人に係る保護要否判定書には、「最低生活費および医療費」の欄に、合計として178,480円と記載され、「収入」の欄に、収入充当額として5,728,323円と記載されている。

(10) 令和3年2月17日付けで、処分庁は、令和2年8月15日付けで審査請求人の保護を廃止する本件処分を行った。

本件処分の通知書の理由の欄には、「(前略)〔審査請求人〕に支払われていた遡及年金による収入により、世帯の最低生活費と収入を比較すれば概ね6か月を超えて保護を要しない状態が継続すると認められることから、生活保護法第26条に基づき令和2年8月15日付けで保護を廃止します。」と記載されている。

(11) 令和3年5月21日付けで、審査請求人は、本件審査請求を行った。

### 3 判断

(1) 保護の要否の判定について

ア 審査請求人は、審査請求人の支援体制として生活保護の支援が必要で、医療扶助だけでも支給するべきである旨主張する。

本件において、処分庁は、保護の要否の判定に当たって、前記2(6)のとおり、本件年金のうち、平成15年8月分から平成27年11月分に係る年金については収入認定の取扱いとし、平成27年12月分から令和2年5月分に係る年金については63条返還の対象とした上で、前記2(9)のとおり、次官通知第8により認定した収入充当額(5,728,323円)を算定し、審査請求人世帯の最低生活費(178,480円)と当該収入充当額を比較して、おおむね6か月を超えて保護を要しない状態が継続すると認め、審査請求人の保護を廃止することを決定したことが認められる。

イ 保護の決定及び変更に係る事務は、地方自治法における法定受託事務とされており、厚生労働大臣は当該法定受託事務を処理するに当たりよるべき基準(処理基準)を定めている。

保護の要否及び程度については、前記1(8)のとおり、次官通知第10において、「保護の要否及び程度は、原則として、当該世帯につき認定した最低生活費と、第8によって認定した収入(以下「収入充当額」という。)との対比によって決定すること。」と示し、保護を廃止すべき場合については、前記1(9)のとおり、課長通知第10問12の答2(2)において、「当該世帯における収入の臨時的な増加、最低生活費の臨時的な減少等により、以降おおむね6か月を超えて保護を要しない状態が継続すると認められるとき。」と示されている。

上記の次官通知及び課長通知は、法の基本原理(法第1条及び第4条参照)に照らして合理的なものと言え、処分庁は、これらの処理基準に基づき、審査請求人の保護を要しないと判断していることから、当該処分庁の判断に違法又は不当な点は認められない。

## (2) 保護の廃止日について

ア 保護の廃止については、前記1(9)のとおり、課長通知第10問12の答2(2)において、「当該世帯における収入の臨時的な増加、最低生活費の臨時的な減少等により、以後おおむね6か月を超えて保護を要しない状態が継続すると認められるとき」と示された上で、「なお、以上の場合における保護の(中略)廃止は保護を要しなくなった日から行なうことを原則とする。」とし、「ただし、当該保護を要しなくなった日の属する月が、保護の(中略)廃止を決定した日の属する月の3か月以前であるときは、保護を要しなくなった日まで遡及して保護の(中略)廃止を行なうことなく、(中略)前々月の初日をもって保護の(中略)廃止を行なうこと。」と示されている。

例えば、本件年金を受領した日の令和2年8月14日が保護を要しなくなった日であり、保護の廃止を決定した日が本件処分のあった日の令和3年2

月17日である場合、上記の処理基準に基づけば、保護の廃止日は、令和2年12月1日となるが、処分庁は、これと異なる同年8月15日を保護の廃止日と定めたことが認められる。

イ 処分庁が処理基準によらず、審査請求人の保護の廃止日を定めたことについて、違法又は不当な点がないか、以下、検討する。

前記2に基づき本件処分に至る経緯についてみると、処分庁は、①令和2年8月15日付けでAから本件年金の受領に係る報告を受け、②同年9月1日付けで、法第29条に基づき、年金センターに対して、本件年金が支給された理由等について照会を行い、③同年12月28日、年金センターから、本件年金が支給された理由が障害年金を重複して決定した事務処理誤りである旨の回答を受け、④令和3年1月7日、年金センターに対して、本件遡及年金は、平成24年年金管理審議官通知2(2)に該当しない旨を電話で確認したことが認められる。

また、処分庁は、⑤本件年金が支給された理由が、障害年金を重複して決定した事務処理の誤りであることから、平成19年事務連絡に照らし、本件年金のうち、平成15年8月分から平成27年11月分に係る年金については収入認定の取扱いとし、平成27年12月分から令和2年5月分に係る年金については63条返還の対象とした上で、本件年金の受領に係る報告から約半年後の令和3年2月17日付けで本件処分を行ったことが認められる。

なお、処分庁は、本件処分の決定の遅延は、審査請求人の原因によるものではなく、処分庁の調査に時間を要したためとしている。

ウ 前記1(4)のとおり、法第26条において、保護の実施機関は、被保護者が保護を必要としなくなったときは、速やかに、保護の停止又は廃止を決定しなければならない旨を定めている。仮に、処分庁が遅延することなく速やかに保護の廃止を決定した場合、課長通知第10問12の答2(2)に基づく保護の廃止日は、保護を要しなくなった日である令和2年8月14日となる。

処分庁は、課長通知第10問12の答2(2)に基づき保護の廃止日を令和2年12月1日と定めた場合、国民健康保険の被保険者の資格の取得は同日となり(国民健康保険法第6条、第7条参照)、同年8月15日以降に支給された医療扶助費が返還の対象となって審査請求人の負担が大きくなることから、保護の廃止の決定が遅延したことを考慮し、上記の処理基準によらず、同日を保護の廃止日と定めた旨主張する。

本件処分に至る判断の過程についてみると、前記2(7)のとおり、処分庁は、令和2年8月15日を保護の廃止日として定めた場合であっても、同日に遡って国民健康保険に加入することができ、所定の手続を経れば医療

費の7割に相当する療養費の払戻しがされることを（国民健康保険法第54条参照）国民健康保険の担当に確認した上で、保護の廃止日を定めたことが認められる。

本件においては、保護の廃止の決定が遅延した事情があり、処分庁は、審査請求人に不利益を負わせないために、療養費の払戻しの機会を考慮した上で、保護の廃止日を定めたと言えることから、処理基準に基づかず、審査請求人の保護の廃止日を定めた処分庁の判断が、直ちに、法で予定されている事務処理から逸脱しているとは評価し得ない。

以上のとおり、処分庁が、審査請求人の保護の廃止日を令和2年8月15日と定めたことに、違法又は不当な点があるとまでは言えない。

### （3）本件遡及年金の収入認定について

なお、審査請求人は、本件遡及年金についても、旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた者に対する一時金（以下「旧優生保護法に基づく一時金」という。）と同様に収入として認定されるべきでない旨主張するものと推察される。

旧優生保護法に基づく一時金については、前記1（16）のとおり、処理基準（平成31年保護課長通知）において、旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた者に対する一時金の支給等に関する法律の趣旨に鑑み、収入として認定しないことが特別に明示されている。

これに対して、遡及して支給された年金については、特別に収入認定しないことを示した処理基準その他の基準等は存在しない。

また、本件についてみると、前記2（4）のとおり、本件年金が支給された理由が、障害年金を重複して決定した事務処理の誤りであることから、前記2（6）のとおり、処分庁は、平成19年事務連絡に照らし、本件年金のうち、平成15年8月分から平成27年11月分に係る年金については収入認定の取扱いとし、平成27年12月分から令和2年5月分に係る年金については63条返還の対象としたことが認められることから、当該処分庁の判断に不合理な点は認められない。

### （4）結論

以上のことから、本件処分については、違法又は不当な点は認められない。したがって、本件審査請求は、棄却されるべきである。

大阪府行政不服審査会第3部会

委員（部会長）野呂 充

委員 重本 達哉

委員 船戸 貴美子